

平成16年6月25日(金)
午後2時00分から4時08分
宇都宮市役所14大会議室

第5回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

第5回 宇都宮地域合併協議会会議録

1 出席者

- ・会長 福田 富一
- ・副会長 猪瀬 成男 手塚 順一 玉生 勝経
- ・委員 小野里 豊 山崎 守男 築 郁夫 高梨 眞佐岐
貝賀 芳夫 松本 清 石川 伍一 稲葉 信子
渡辺 清 江連 俊 藤江 政夫 江連 功
斎藤 勝 手塚 早苗 福嶋 邦夫 柴山 昭宣
福田 栄 加藤 幸雄 釜井 傳一郎 須藤 貢
南木 昭男 中村 祐司 沼田 良

2 欠席者

- ・委員 須賀 万里子 湯澤 博 吉沼 正夫 伊澤 茂
田村 澄夫

3 出席した事務局職員等

- ・事務局長 横松 薫
- ・行政経営部長 河原 正明
- ・商工部長 沼尾 博行
- ・上下水道局次長 溝口 博司
- ・人事課長 小林 徹
- ・都市計画課長 栗田 健一
- ・農業委員会事務局長 坂巻 弘章
- ・事務局次長 大林 厚雄
- ・保健福祉部長 檀淵 清
- ・建設部長 金子 達男
- ・行政経営課長 渡辺 孝夫
- ・道路建設課長 笠井 純
- ・上下水道局経営企画課長 桜井 鉄也

4 議 事

報告事項

- (報告第10号) 議会制度小委員会の委員について
- (報告第11号) 各種事務事業の取扱いについて

審議事項

- (議案第28号) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- (議案第29号) 特別職の身分の取扱いについて
- (議案第30号) 町名・字名の取扱いについて
- (議案第31号) 社会福祉・援護関係事業の取扱いについて
- (議案第32号) 高齢者福祉関係事業の取扱いについて
- (議案第33号) 建設関係事業の取扱いについて

- (議案第 3 4 号) 都市計画関係事業の取扱いについて
- (議案第 3 5 号) 水道関係事業の取扱いについて
- (議案第 3 6 号) 下水道関係事業の取扱いについて
- 協議事項
- (協議第 7 号) 地域自治制度について
- その他

協議内容の概要

事務局の進行により本会が開かれる。

はじめに、会長である福田富一宇都宮市長による挨拶が行われ、その後、事務局より、出席委員の報告が行われた。(31名中26名出席)

続いて、議長より本会議における会議録署名委員2名が指名される。(福田(栄)委員、稲葉委員)

次に、「報告事項」に移る。

まず、報告第10号「議会制度小委員会の委員について」は、各市町の議会代表委員を1名ずつ計4名を新たに小委員会委員に選任したことが報告され、了承された。

次に、報告第11号「各種事務事業の取扱いについて」は、調整案の状況の説明が行われ、承認された。

続いて「審議事項」に移る。

まず、議案第28号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

次に、議案第29号「特別職の身分の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

次に、議案第30号「町名・字名の取扱いについて」の説明が行われた。

河内町の福田(栄)委員より、河内町の飛び地として同じ大字名が付いているところの住居表示の検討について質問が出され、合併と同時にというのは難しいとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)(原案通り可決)

次に、議案第31号「社会福祉・援護関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

次に、議案第32号「高齢者福祉関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

次に、議案第33号「建設関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。

上河内町の藤江委員より、生活道路の整備基準についての質問が出され、実施中の路線については現行どおりであるが、新規路線については宇都宮市の基準に調整していくことで合意の方向は見えており、合併までに調整していきたいとの説明があった。

また、その整備基準については、地域行政機関の中で裁量の余地があると理解してよいかとの質問が再度出され、生活道路については、地域行政機関で実施するということが整理されてきたが、用地取得等については、将来的には統一したいと考えているとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)(原案通り可決)

議案第34号「都市計画関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。

上河内町の藤江委員より、線引き時期の目途の議論があったのか、区域の決定には地域行政機関等の意見の反映の余地があるのかとの質問が出され、線引きの権限は県にあ

り、その見直し時期は5年後くらいに来る。また、区域の決定に関しては地域の皆様と十分に話し合いながらやっていくことになるとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)(原案通り可決)

議案第35号「水道関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

議案第36号「下水道関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。

上三川町の松本委員より、合併特例債を利用して宇都宮市と肩を並べるような整備が速やかに進むのか質問が出され、必要に応じた整備計画を策定するとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)(原案通り可決)

続いて、「協議事項」に移る。

協議第7号「地域自治制度について」の説明が行われた。

沼田委員より、地域自治センターの名前について、公募の方式も含めもう少し知恵を絞る必要があるとの意見が出された。

中村委員より、負担に応じたサービスの提供について意見が出された。

上三川町の稲葉委員より、地域自治センターの愛称公募の提案と広報紙を地域の自主性で発行するとはどういう意味かとの質問が出され、市民の方も参画できようシステムを考えていくとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)

「その他」に移り、事務局より、第6回協議会の開催の説明があり、会議終了となる。

午後 2 時 00 分 開会

事務局（横松事務局長）

定刻となりましたので、ただいまから「第 5 回宇都宮地域合併協議会」を開会いたします。

会議に入ります前に、委員の皆様にご報告申し上げます。本日の会議につきましては、副会長を含む委員 31 名のうち 26 人のご出席をいただいております。協議会規約第 9 条第 2 項の規定に基づき委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでははじめに、会議に先立ちまして、宇都宮地域合併協議会会長の福田富一宇都宮市長よりご挨拶を申し上げます。

福田会長

皆さんこんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。第 5 回宇都宮地域合併協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

当協議会も設置から 5 カ月が経過いたしました。合併協定項目の協議につきましては既に 17 項目がご承認をいただいたところでございます。2,099 の事務事業があるということでお諮りしているところでありますけれども、それらを 40 項目にまとめ、そのうちの 17 項目が承認いただいた状況でございます。また、市町建設計画につきましても、その全容がまとまりましたことから、現在、栃木県との事前協議を進めており、さらには、全国に先駆けた地域自治制度は住民代表組織や地域行政機関の執行体制などがまとまり、より具体的なものになってまいりました。こうしたことから、委員の皆様方のご協力によりまして、合併協議はおおむね順調に進んでいると考えております。

本日の会議は、特別職の身分の取扱いや町名・字名の取扱い、福祉事業の取扱いなど 9 件の協定項目をご審議いただくほか、協議事項として地域自治制度における地域行政機関で行う事務事業などについてご協議をお願いしたいと考えております。委員の皆様方の活発なご発言をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

事務局（横松事務局長）

それでは、早速会議に入らせていただきます。

会議の議長は、協議会規約に基づき福田会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長（福田会長）

それでは会議に入ります。

会議次第3の「会議録署名委員の選任」をいたします。

本日の会議録署名委員は、河内町の福田栄委員と、上三川町の稲葉信子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議次第4の「報告事項」に移ります。

会議資料1ページの報告第10号「議会制度小委員会の委員について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは報告第10号「議会制度小委員会の委員について」ご説明いたします。

議会制度小委員会におきましては、各市町の議会代表委員と民間代表委員からそれぞれ1名ずつと2名の共通委員を選任し、計10名の委員で構成されておりましたが、去る6月7日に開催されました第5回議会制度小委員会におきまして、今後の意見集約に向けた集中審議の実施を行うため、議会代表委員を増員することが提案されました。このため、宇都宮地域合併協議会小委員会規程第3条に基づき、各市町の議会代表委員を1名ずつ計4名を新たに小委員会委員として選任したものであります。参考までに、新しい小委員会名簿をお手元に配布してございますので、併せてご覧いただきたいと思ます。

以上で報告第10号の説明を終わります。

議長（福田会長）

報告第10号につきまして事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

議会制度小委員会の委員を、各自治体、市町1名ずつ増員するということでございますので、報告のとおりご了承賜りますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。ご了承いただいたものといたします。

それでは、山崎守男委員、松本清委員、藤江政夫委員、福田栄委員には、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、会議資料2ページの報告第11号「各種事務事業の取扱いについて」事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

報告第11号「各種事務事業の取扱いについて」ご説明いたします。

各種事務事業の取扱いのうち、総務専門部会、住民専門部会、保健福祉専門部会、産業専門部会、建設専門部会、水道・下水道専門部会、教育専門部会が所管いたします事務事業につきまして、別紙のとおり調整いたしましたのでご報告するものでございます。

お手元でございます各種事務事業調整案の表紙の裏側に各種事務事業調整案総括表がついております。これについてご説明いたします。

各専門部会が所管いたします事務事業の総数は 2,099 でございます。今回、提出いたしました事業数は 1,131 で、未提出事業数は 260 でございます。

次に、2 の調整案の状況についてでございますが、今回、提出いたしました 1,131 の事業の内訳につきましては、「現行のまま存続する」が 343 事業、「合併時に調整する」が 613 事業、「速やかに調整する」が 76 事業、「段階的に調整する」が 59 事業、「廃止の方向で調整する」が 40 事業でございます。

以上で各種事務事業の取扱いについての説明は終わります。

議長（福田会長）

報告第 11 号につきまして説明が終わりました。1,131 の事務事業につきましての調整案は 2 番にありますし、すべてこの綴りの中に入っているようであります。ご意見等ございましたらお願いいたします。

いずれも、総務専門部会から議会制度専門部会、各部会で協議が整ったものを今日ご提出しているものであります。

それでは、無いようでございますので、報告第 11 号「各種事務事業の取扱いについて」は報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは報告第 11 号はご承認いただいたものといたします。

続きまして、会議次第 5 「審議事項」に移ります。

はじめに、会議資料 3 ページの議案第 28 号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（沼尾商工部長）

産業専門部会長の沼尾でございます。合併協定項目の議案を説明いたします前に、お手元に配布してございます参考資料 1 ページをご覧くださいと存じます。合併協定項目の審議状況を一覧表にまとめたものでございます。本日の協議会におきましては、6 番の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、11 番の特別職の身分の取扱い、次ページの 18 番の町名・字名の取扱い、さらに 20 番の各種事務事業の取扱いのうち社会福

祉・援護関係事業の取扱い，高齢者福祉関係事業の取扱い，建設関係事業の取扱い，都市計画関係事業の取扱い，水道関係事業の取扱い，下水道関係事業の取扱いの6項目，合計で9項目をご審議いただくものでございます。

なお，承認済みの協定項目は，先ほどの会長からのご報告のとおり，これまで17項目でございます。

それでは，議案第28号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」ご説明いたします。会議資料3ページにお戻りいただきたいと思っております。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては次のとおりとする。

1．上三川町，上河内町及び河内町の農業委員会は，合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。

2．上三川町，上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち，選挙委員は，市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し，宇都宮市農業委員会委員の残任期間，上三川町は12人，上河内町は6人，河内町は6人に限り，引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

3．合併後，最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は，40人とする。

4．合併後，最初に行われる一般選挙における選挙区は，宇都宮市に3選挙区，上三川町，上河内町及び河内町にそれぞれ1選挙区，合計で6選挙区を設ける。また，選挙区ごとの定数は農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定めることといたしました。

引き続きまして詳細についてご説明いたします。参考資料3ページをご覧くださいと思っております。

中段以降に基礎データとして，1市3町の農家戸数，農業委員及び選挙区数等の現状が記載されておりますので，ご参照願います。

続きまして，4ページをお開きください。

一番左の表が現行の農業委員の数であり，各市町の委員数につきましては，記載のとおり，選挙委員の合計が71人，選任委員の合計が21人，合わせて92人であります。農業委員会の設置につきましては，合併に際して新市に1つの農業委員会を置く場合，旧市町の区域ごとに農業委員会を置く場合，さらに，旧市町の区域によらないで複数の農業委員会を置く場合がございます。

その右側の一番上の1つの農業委員会を置く場合には，原則，宇都宮市の農業委員のみが在任し，3町の農業委員はすべて失職ということになります。しかしながら，その下の2段目に記載してあります合併特例法を適用した場合，選任委員については特例の適用はありませんが，3町の選挙委員は協議で定めた40人以内に限り引き続き宇都宮市の委員の任期まで在任することができるというものでございます。

次に，旧市町の区域ごとに農業委員会を置く場合であります。この場合は，現在の農業委員は全員引き続き在任することになります。

最下段でございますが、旧市町の区域によらないで複数の農業委員会を置く場合がございます。

以上、合併に際しましては3つの形態が考えられますが、本議案においては、上から2つ目の表、新市には1つの農業委員会を置き、合併特例法を適用して上三川町は12人、上河内町は6人、河内町は6人の選挙委員に限り適用期限であります平成17年7月19日まで在任するというものでございます。

次に、図の右側の特例期間後の農業委員の定数の扱いでございますが、上の表は、1つの農業委員会とした場合、農業委員の合計は47人以内となります。また、下の表は、旧市町ごとの区域ごとの農業委員会を置いた場合で、合計は99人以内となります。本議案におきましては上の表を適用し、合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は40人とするものであります。

なお、5ページには先進市の事例を、6ページ以降については関係法令を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（福田会長）

議案第28号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

宇都宮市が37名、上三川町12名、上河内町6名、河内町6名、合わせて61名ということですね。

事務局（坂巻農業委員会事務局長）

現在、1市3町で、資料のように92人の農業委員がおりますが、この本議案を適用した場合には、合併特例期間中につきましては、宇都宮市が37名、3町選挙委員が24名ということになりますので、おっしゃるように、合計で61名という形になるところでございます。

議長（福田会長）

平成17年7月の選挙で法律に基づいて47名の定数に戻すということですね。

事務局（坂巻農業委員会事務局長）

はい。そのような形でございます。

議長（福田会長）

次の任期であります平成17年7月まで特例で61名、そして、選挙で法定数に減員するというので臨みたいということでございます。ご意見等がございましたらお願いい

たします。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 28 号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは、議案第 28 号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料 4 ページの議案第 29 号「特別職の身分の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局(河原行政経営部長)

議案第 29 号「特別職の身分の取扱いについて」ご説明いたします。別冊の参考資料では 9 ページから 14 ページですので、併せてご覧ください。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、まず第 1 項として、教育長を含みまず常勤特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。上三川町、上河内町及び河内町の教育長を含む常勤特別職については、合併の前日をもって失職するものとするというものであります。

次に、第 2 項として、議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除くその他の非常勤特別職については、次のとおりとする。上三川町、上河内町及び河内町のその他の非常勤特別職については、基本的に失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、宇都宮市の制度・基準をもとに調整し、別に定めるものとするというものであります。

続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の 9 ページをご覧ください。中段以下に 1 市 3 町の常勤特別職の種類が記載されておりますが、ご覧のような状況になっております。編入合併におきましては、原則として、編入される自治体の特別職は身分を失うこととなりますことから、協定文案第 1 項のような表現としたものであります。

また、非常勤の特別職につきましても、同様に身分を失うこととなりますが、新市において設置する必要があります非常勤の特別職については、宇都宮市の制度や基準をもとに調整して、引き続き設置しようとするものであります。

10 ページの (1) 先進事例につきましては廿日市市ほか 4 市の例を記載しております。

(2) 関係法令につきましては、地方公務員法ほか特別職に関する法令の抜粋を 10 ページから 14 ページに記載しておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

ます。

議長（福田会長）

今の非常勤特別職は、議会議員、農業委員、消防団を除くと、他にどのようなものがあるか説明をお願いします。常勤特別職は9ページの資料のとおりでございますが、非常勤にはどういったものがあるのか、幾つか挙げてもらえますか。

事務局（小林人事課長）

非常勤の特別職でございますけれども、例えば、各町で自治会の会長さんを非常勤の特別職で扱っているものがございます。そういうものについては、いろいろ調整するというものでございます。

議長（福田会長）

自治会長だけですか。

事務局（小林人事課長）

私の知る限りそうだと思います。

議長（福田会長）

非常勤特別職の職種をだれか説明できますか。

事務局（渡辺行政経営課長）

地方公務員法の中で規定されております特別職はいろいろございますが、身近な例でいえば、嘱託医とか附属機関の委員とか専門員とかたくさん項目がございますが、そういう形で載っております。今思いつくのはそこら辺でして、申しわけございません。

議長（福田会長）

上三川町の助役さん、お願いします。

渡辺委員（上三川町）

上三川町は、非常勤特別職は約800人ほどおりますけれども、選挙管理委員会委員であるとか、教育委員であるとか、今出ました学校医の嘱託員であるとか、たくさんございます。

議長（福田会長）

自治会長さんも入って800人ですか。

渡辺委員（上三川町）

私の町の場合は、自治会長としては入っておりません。行政事務連絡員として位置付けておりますので、その形では自治会長が入っています。

議長（福田会長）

上三川町で 800 名の方がいらっしゃるということですから、他の 2 町でも、500 名とか 600 名の数字になっていくのかなと思います。

特別職並びに非常勤特別職の身分の取扱いについては説明が終わりましたが、ご意見等がございましたらお願いいたします。はい、福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

ただいまの意見ですけれども、特別職となるものがそこまで出てくると、特別職が多いですね。こういう団体に加入しているから大丈夫なのだという事になると、例えば、社会福祉協議会の会長さんは非常勤ですね。あとは、うちの方で行っている区画整理審議会の審議委員とかが全部非常勤の特別職ということになるのですけれども、そういう方々の扱いはどういうふうに変っていくのでしょうか。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（横松事務局長）

先ほどの特別職の身分についてでございますが、参考資料の 11 ページの上から 2 段目、3 の特別職は左に掲げる職とするということで、第 2 項、第 3 項あたりにその辺の身分を有する職員が該当するものと思われま。第 2 項では審議会の委員、第 3 項では臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員が入ることになってくるわけです。今のご質問のとおり、区画整理等における審議会についてもこういう身分を有するもの、さらには、国勢調査の非常勤の嘱託員についてもこういう身分に該当するわけでございますが、こういう職員については、新たに宇都宮市になったときに、宇都宮市の基準に基づきまして別に定めて、引き続き非常勤嘱託員として採用を続けるということでの調整案となったところでございます。

議長（福田会長）

今出た社会福祉協議会は、統合することで決まっているのですか。

事務局（横松事務局長）

社会福祉協議会の職員につきましては、独立法人ということで、社会福祉法人という法人株を有する団体の職員に直接該当するというので、非常勤特別職ではないということで、法人の職員ということになります。

事務局（河原行政経営部長）

社会福祉協議会について補足させていただきます。社会福祉協議会につきましては、新市として一本化するということになっていきますので、その中でそれぞれの支部とかいろいろの方策が考えられると思います。ですから、社会福祉協議会の一本化の中でどうするかということが検討されていると考えております。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 29 号「特別職の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 29 号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料 5 ページの議案第 30 号「町名・字名の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

議案第 30 号の「町名・字名の取扱いについて」ご説明いたします。参考資料は 15 ページから 20 ページですので、あわせてご覧ください。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、住居表示等により字が廃止され、町に画された区域の名称の町名は、原則として現行のとおりとし、前記以外の大字で画された区域の名称である字名は、従前からの名称から大字を削除し、末尾に町を加え、新たに町を画することとする。ただし、上記により同一の町名が生じることとなる場合には、宇都宮市の現行の町名と紛らわしくないようにするというものであります。

引き続き詳細についてご説明いたします。参考資料の 15 ページをご覧ください。

まず、現状についてであります。1 市 3 町の町名及び大字名の数につきましては、中段に記載のとおりであります。また、1 市 3 町の町名及び大字名につきましては、16 ページから 18 ページに記載のとおりであります。

15 ページに戻りますが、具体的な町名の表示方法であります。協定文案の前段部分にあります参考例 1 に記載してありますように、例えば、上三川町しらすぎ一丁目は、

宇都宮市しらさぎ 1 丁目の町名になります。また，上河内町大字芦沼は宇都宮市芦沼町になります。協定文案のただし書き部分につきましては，参考例 2 に記載してありますように，同一町名としては宇都宮市大塚町と河内町大字大塚が，紛らわしい町名としては宇都宮市天神 1 丁目・2 丁目と上三川町天神町が，それぞれ該当しております。これらにつきましては，紛らわしくないように，それぞれ上大塚町，上三川天神町という案でいきたいと考えております。

また，先進事例については新潟市ほか 6 市の例を 19 ページから 20 ページに記載しております。

(2)の関係法令につきましては，20 ページに地方自治法の抜粋を記載しておりますのでご覧ください。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 30 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ご意見等をお願いします。

1 市 3 町各々の町の数はおおよそ幾つぐらいずつあるのか，事務局で分かっていますか。はい，福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

ただいまの町名は理解できますけれども，たまたま私の方の河内町の中に飛び地として同じ字名がついているところがございます。私どもも以前から町の方で住居表示なるものを要請していたのですが，なかなか実現できない。ぜひこういう機会に住居表示なるものを少し検討していただけないのかどうかということをお願いしたいと思います。

議長（福田会長）

今後の住居表示の進め方，合併後の住居表示の進め方について，どなたか。

事務局（渡辺行政経営課長）

まず最初に，各町の町名数でございますが，参考資料 15 ページに宇都宮市，上三川町，上河内町，河内町の町名と大字名をそれぞれ記載しております。

ただいまのご質問でございますが，住居表示をする場合には一定の条件がありまして，人口の密集地ということでもかなり限られてはいますが，それに該当する地域につきましては住居表示等で検討する必要があるかと思っております。

議長（福田会長）

福田委員，よろしいですか。

福田（栄）委員（河内町）

手前のことなので、地域的には皆さん方に理解できないと思いますが、同じ大字東岡本という地名がございます。東岡本ですから、鬼怒川沿いが元々はそうなのですが、団地造成でもって、直線にしても2キロ以上離れている団地の中に東岡本というのが入ってしまった。そこには岡本台ハイツという団地がございます。ですから、こういう際に、住居を移動できるかどうか。今のご答弁の「そのうち検討します」では、いつになるか見通しが無いと思われまますので、それらを一考できないかなと。

議長（福田会長）

河内町の大字東岡本が飛び地の東岡本と2つあります。ですから、今回の合併の町・字名の整理の中で、東岡本1丁目 365番とか、東岡本2丁目 130番とかいうふうに飛び地であるので、整理してしまった方がいいのではないかとということです。

事務局（渡辺行政経営課長）

合併と同時というのは非常に難しいかと思われまます。合併前に各町でそういう整備をされれば、合併と同時に移行することは十分可能だと思われまます。

もう一つ、ついでに、河内町と宇都宮市の飛び地のかなり入り組んだところがございませす。そこら辺の要望も私どもで聞いておられまます。これにつきましては、合併後速やかに対応しなければいけないのではないかと考えておられまます。

議長（福田会長）

ほかにご意見がございましたらお願いいたしませす。

それでは、無いようございませすので、お諮りいたしませす。議案第30号「町名・字名の取扱いについて」は、ただいま福田委員からご指摘がございました件につきましては、合併までに整理できるものがあるとすれば、それは積極的にやっていただきたいと思われまます。整理できない場合には、合併後速やかに行うということをお願いしたいと思われまます。原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第30号は原案のとおり決定いたしませす。

続きまして、会議資料6ページの議案第31号「社会福祉・援護関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めませす。

事務局（檀淵保健福祉部長）

議案第 31 号「社会福祉・援護関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

社会福祉援護関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

2 各市町に共通の各種福祉団体及び補助金等については、合併時に、宇都宮市の団体へ整理統合する。ただし、河内町が実施している福祉団体（町軍恩連河内支部，ボランティアひまわり）への補助金については、概ね 3 年を目途に廃止する。

3 上三川町，上河内町，河内町が実施している日本赤十字社事務については、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。

4 上三川町が実施している社会福祉施設小規模整備費補助金については、宇都宮市の制度に統一する。

5 上河内町，河内町の民生委員を兼務する福祉委員については、民生委員の制度に統一することといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の 21 ページをお開き願います。

はじめに、民生委員・児童委員などの社会福祉・援護関係事業につきましては、記載のとおり、それぞれの町におきまして種々の事業に取り組んでおります。これらの事業の取扱いにつきましては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整することといたしました。

また、上河内町，河内町における民生委員を兼務する福祉委員につきましては、活動報酬を支払っておりますが、同じ役割を担っておりますことから、民生委員の制度に統一することといたしました。

次に、22 ページの社会福祉協議会補助金をはじめとする各市町に共通の各種福祉団体及び補助金等につきましては、合併時に宇都宮市の団体へ整理統合することにいたしました。

このうち社会福祉協議会につきましては、現在、1 市 3 町の社協による合併協議会を設置し調整を図っていることから、社協と連携をとりながら合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整することといたしました。

なお、河内町における町社会福祉協議会に事務所を設けている福祉団体に対する補助金につきましては、宇都宮市において補助金を見直し、時代に応じたものとする検討を行っていることから、当該補助金についても整理する必要があるため、概ね 3 年を目途に廃止することといたしました。

次に、23 ページに記載しております上三川町，上河内町，河内町の 3 町が実施している日本赤十字社事務につきましては、宇都宮市の制度に統一し、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施することといたしました。

次に、上三川町において、国庫補助事業の補助要件を下回るものを対象に実施しております民間保育所への小規模整備費補助金につきましては、宇都宮市の制度に統一することといたしました。

最後に、24 ページから 25 ページに先進事例を記載いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 31 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

無いようですので、お諮りいたします。議案第 31 号「社会福祉・援護関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 31 号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料 7 ページの議案第 32 号「高齢者福祉関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（檀淵保健福祉部長）

議案第 32 号「高齢者福祉関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

高齢者福祉関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

2 上三川町及び上河内町で実施している寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する。

3 河内町で実施している理美容サービス事業については、合併までに方向付けを行い新市において実施する。

4 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね 3 年を目途に調整する。

5 老人クラブ運営費助成については、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、概ね 3 年を目途に調整する。

6 河内町で実施しているひとり暮らし高齢者招待事業及び家族介護者ヘルパー受講支援事業については、宇都宮市の制度に統一する。また、福祉タクシー料金助成事業については、合併後 1 年間、地域限定で実施する。

7 上三川町及び河内町で実施している介護用品支給事業，家族介護者交流事業及び心配ごと相談事業については，宇都宮市の制度に統一する。

8 上河内町で実施している移送サービス事業については，地域特性を考慮し，現行のまま新市に引き継ぎ，地域限定で実施することといたしました。

引き続きまして詳細についてご説明します。参考資料の26ページをお開き願います。

はじめに，地域型在宅介護支援センター運営事業，配食サービスなどの高齢者福祉関係事業につきましては，記載のとおり，それぞれの市町におきまして種々の事業に取り組んでおり，これらの取扱いにつきましては，原則として宇都宮市の制度を基準に調整することといたしました。

次に，28ページの河内町で実施している福祉タクシー料金助成事業，ひとり暮らし高齢者招待事業及び家族介護者ヘルパー受講支援事業につきましては，高齢者の積極的な社会参加を促す施策の充実が図れること，訪問介護員養成研修が実施されること等から，新市に移行後，宇都宮市の制度に統一することといたしました。

また，福祉タクシー料金助成事業につきましては，合併時の廃止は経済的負担が大きくなることから，1年間の経過措置を設けることといたしました。

次に，上三川町，河内町で実施している介護用品支給事業，家族介護者交流事業及び心配ごと相談事業につきましては，それぞれ介護保険特別給付で紙おむつ等購入費が支給されること，家族介護慰労金支給事業が実施されること，また，宇都宮市においては社会福祉協議会で実施されていることから，宇都宮市の制度に統一することといたしました。

次に，29ページの上三川町，上河内町で実施している寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業と河内町で実施している理美容サービス事業につきましては，他の市町では社会福祉協議会が類似事業を実施しているところであり，事業内容や実施方法等の検討を行った上で，合併までに方向付けを行い，新市において実施することといたしました。

また，緊急通報装置給付貸与事業及び上三川町における安否確認・緊急通報システム貸与事業につきましては，高齢者の安心，安全の確保に関する対策がどのようなものかなどを検討する必要があることから，合併までに方向付けを行い，新市に移行後，概ね3年を目途に統一できるよう調整していくことといたしました。

次に，30ページに移りまして，老人クラブ運営費助成につきましては，各市町において老人クラブ連合会及び単位老人クラブへ助成を行っているところであり，連合会の統合に伴い，実施体制，補助金額の調整が必要であるため，当分の間現行どおりとし，新市に移行後，概ね3年を目途に調整することといたしました。

また，上河内町で実施している移送サービス事業につきましては，公共交通手段が少ないという地域特性を考慮し，現行のまま新市に引き継ぎ，地域限定で実施することといたしました。

最後に，31ページから32ページに先進事例を記載いたしました。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 32 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問等をいただきたいと思います。ご意見はございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 32 号「高齢者福祉関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 32 号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料 8 ページの議案第 33 号「建設関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（金子建設部長）

議案第 33 号「建設関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

建設関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 道路・橋りょうの整備事業については、計画的に実施し、継続事業については新市においても引き続き実施する。

2 道路・橋りょうの維持管理・修繕については、緊急、応急的な修繕のあり方等、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

3 道路用地の取得については、取得手法が異なることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

4 河川整備計画については、原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

5 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整することといたしました。

引き続きまして詳細についてご説明します。参考資料 33 ページをお開きください。

まず中段に、各市町の平成 15 年 3 月末現在の道路・橋りょうの延長等を記載しております。ご覧いただきたいと存じます。

その下は、生活道路整備基準について各市町の現状を記載しております。宇都宮市は整備基準を原則幅員 6 メートル以上とし、幅員 7 メートル未満の道路については、その用地は寄附としていただいております。上三川町は整備基準を原則幅員 4 メートル以上とし、用地は買収としております。上河内町は整備基準を利用者が概ね 5 戸以上、延長

50メートル以上とし、幅員4メートル以上の道路用地は買収としております。河内町は整備基準はありませんが、町民等の要望に基づき判断し、用地はすべて買収としております。このように、生活道路用地の取得については、3町は買収、宇都宮市は寄附を前提としております。負担の公平性等の観点からは、合併時から統一することが望ましいわけでありますが、各町において事業継続中の路線については、隣接地権者との公平性にも配慮する必要があることから、買収方式とすることとし、新規路線につきましては、宇都宮市の制度に統一する方向で調整しております。

34ページをお開きください。まず河川整備計画の現状ですが、宇都宮市では策定中、上三川町では策定を検討中、上河内町と河内町では策定の予定はありません。

河川整備計画については、宇都宮市が昨年度に策定いたしました「宮の川づくり基本構想」を基に、合併後5年後を目途に新市の河川整備計画の策定を行うということで調整いたしました。その下には、市営・町営住宅の現状を記載しておきました。ご覧いただきたいと存じます。

35、36ページには、先進事例としてさいたま市ほか4市の事例を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第33号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見等がございましたらお願いいたします。はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

3についてお伺いいたします。道路用地の取得について、また生活道路整備基準ということにも関連いたしますので、その辺のご質問をいたします。

ただいまのご説明で、負担の公平性確保の見地から、合併時から宇都宮市の制度にできれば調整してやっていきたいのだが新規以外はということがありましたが、参考資料の33ページを見させていただきますと、説明にもございましたように、3町側はすべて生活道路の整備基準が4メートル、河内町に至ってはもっと緩やかなのかなと理解しているのです。そして道路用地は買収です。宇都宮市になると、整備基準が原則6メートル以上で、道路幅員7メートル未満が、先ほど説明にありましたとおり寄附だと。この差は決定的に大きいといいますか、私どもの特別委員会で、この道路関係の問題も合併時の大きな問題の一つだということで大変神経質になっております。それは、上河内町に関してですが、合併によって、オーバーに言えば、生活道路の整備は事実上されなくなってしまわないかという大変な心配を抱えており、この辺は鋭意、うちの町長等も努力されているとはお聞きしております。3の中では、必ずしも宇都宮市の制度を基準と言い切ってはおりませんが、先ほどの説明の中ではそのようなニュアンスが多分

に多くありましたので、この辺はどういうふうになっているのか、再度お尋ねしたいと思います。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（笠井道路建設課長）

お答え申し上げます。行政の継続性とか事業の継続性、また、受益者負担の原則とか公平性、統一性ということで、現在実施されている整備路線については、そのことから従来どおりということです。今整備中というのは、今年度スタートあるいは説明会を実施した路線まで対象になるのかということ、道路専門部会で最後の詰めをしているところでございます。もちろん道路改良のうち、生活道路の整備、新設改良については、地域行政機関の中で実施するという方向が出ておりますので、地域の方で優先順位をつけてやっていただくわけですが、そういう中で、用地買収まで含めて延々とやっていくのはいかがか、地域によって用地の取得の考え方にばらつきがあってはいかがかということで、速やかに新市合併後、統一していくことが望ましい。宇都宮市の基準に調整してまいりたいということでは合意の方向は見えておりますが、何十路線という整備要望を抱えているところをどう調整するかということで、今詰めているところでございますので、合併までには調整していきたいと考えております。

議長（福田会長）

はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

ご説明どおりだと思いますが、例えば宇都宮市の原則6メートル以上が生活道路の整備基準だとしますと、上河内町の現況を率直に申し上げさせていただきますれば、6メートル以上の生活道路という実態も概念もないのが現実です。それはそれで置いておきまして、ただいまのご説明の中で、正確には理解できなかったのですが、地域は地域行政機関の中で優先順位をつけて整備という説明がありました。ということは、必ずしも生活道路整備基準は宇都宮市はあるが、その制度一本で硬直的にやっていくのではなくて、地域行政機関の中で裁量の余地があると理解してよろしいのでしょうか。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（笠井道路建設課長）

当初、道路新設改良につきましては、基本的には維持管理・修繕が地域行政機関で、道路改良工事は統括機関ということで整理されておりまして、その後、生活道路のような道路改良新設につきましては、地域で主体的に実施してまいりたいということになってございまして、全市の道路整備のあり方、基本計画、整備計画については統括機関でやるものとし、いわゆる生活道路につきましては、地域の実情が一番分かる地域行政機関の中で実施した方がよいのではないかと、また自主性でやっていくということで整理されてきたこととございます。今問題の用地取得、買収の考え方、受益者負担、生活道路の敷地の提供ということにつきましては、将来的には統一してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

藤江委員（上河内町）

了解しました。

議長（福田会長）

ただいまの件につきまして、ほかにございませんか。

幅員が7メートル以上ということになりますと、地域によっては4メートルで十分であるにもかかわらず、わざわざ広い道路を造ることになってしまうということも発生してくる可能性があるわけです。ですから、地域の実情を勘案しながら、4メートル未満というのはいかがなものかと思いますが、4メートル以上7メートル未満、この整備についての取扱いをどうするかということが今の質疑の中で表れているわけですが、やはり、地域の実情を考慮する必要があるということ。

それから合併特例債については、生活環境の改善ということが合併の理由の一つでもあり、特例債の活用はそういうことにも使っていくべきものではないかと考えますと、宇都宮市の制度にすべて合わせていければそれが一番いいのですが、なかなかそうはならない地域も出てくる可能性もあると考えておりますので、合併までに調整をさらに進めていくこととなりますが、地域の実情、地域への配慮についても専門部会で十分議論していただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

それでは、無いようですので、お諮りいたします。議案第33号「建設関係事業の取扱いについて」は、一部詰めが甘いところもあるようでありますけれども、原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 33 号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料 9 ページの議案第 34 号「都市計画関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（金子建設部長）

議案第 34 号「都市計画関係事業の取扱いについて」ご説明をいたします。

都市計画関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 都市計画区域については、上河内町を宇都宮都市計画区域に編入していくことを基本とし、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、県の都市計画区域見直し予定の時期とも調整したうえで、新市としての線引きの時期や区域などの方針を調整する。

2 都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは、新市に移行後、速やかに調整し、段階的に実施する。

3 区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し段階的に実施する。

4 区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐことといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の 37 ページをお開きください。

まず、中段に、各市町の都市計画区域の現状について記載しておりますのでご覧ください。宇都宮市、上三川町、河内町においては線引きをしておりますが、上河内町においては線引きをしておりません。用途地域は各市町とも指定がなされております。線引きされている地域とされていない地域が存在することとなると、新市としての一体的なまちづくりに支障があり、また、住民生活への影響も大きいことから、上河内町を宇都宮都市計画区域に編入していくことを基本とし、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、県の都市計画区域見直し予定時期とも調整した上で、新市としての線引きの時期や区域などの方針を調整することといたしました。

38 ページをお開きください。ここには区画整理事業について施行中、計画中の地区数等を記載しておりますのでご覧ください。現在、宇都宮市、上三川町、河内町において区画整理事業を実施しておりますが、これらの地区を含めまして、合併前に事業認可を受け実施中の地区につきましては、土地区画整理法に基づいて実施しておることから、事務事業を現行のまま新市に引き継ぎ、事業を継続することといたします。

また、現在、宇都宮市、上三川町、上河内町において、事業認可に向け計画を進めている地区がございますが、これらの地区の事業実施に当たりましては、社会経済状況を踏まえ、事業推進を図る必要から、合併後、新市において全体計画を策定し、段階的に実施することといたします。

39、40 ページには先進事例としてさいたま市ほか 6 市の例を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 34 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご質疑がございましたらお願いいたします。はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

地域のことばかりで恐縮しておりますが、1 番の上河内町関係についてお尋ねしたいと思えます。

ただいまの説明にありましたとおり、上河内町だけが非線引きですから、具体的なまちづくりという大局的な見地に立てば、これはこのとおりすべきだと一定の理解はするわけですが、上河内町では 215 ヘクタールの用途地域の指定を 15 年 4 月 1 日に行いました。そのとき、町長以下の執行部の住民への説明が、これは必ずしも線引きとは違いますよ、用途地域の指定ということで明らかに違うことですよという話でありました。そのことがありますので、認識不足もあるのかもしれませんが、即線引きということに対しての抵抗感がある。合併ということになりましても、行政の継続性がはっきり打ち出され、また、1 年前という今の時点で、明らかに線引きの時期が大変関心を呼んでおります。

もう一つは、区域の問題があるわけですが、河内町、上三川町についても 10% 前後ということなので、その辺に落ちついていくのかなと思っておりますが、とりあえず線引きの時期と区域についての関連といたしまして、2 つだけお伺いしたいと思えます。

1 つは、線引きの時期は、ここには「県の見直し予定時期とも調整した上で」とありますが、どの辺を目途というようなことが、議論の過程であったかどうか 1 点でございます。

もう 1 点といたしまして、しかるべき時期が来まして、区域の決定ということになりましたら、それは当然、審議会等は開催してやっていくのでしょうか、一定の事務手続だけでやっていくのか、それとも地域行政機関等の意見の反映の余地があるのかどうか、決定的にお答えできなくても、その 2 点をお尋ねしたいと思えます。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（栗田都市計画課長）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、線引きのお話かと思えますけれども、これらにつきましては、今年度、線引きの見直しを県で行ったばかりでございます。線引きの権限につきましては、県の方が権

限を持っておりますので、これは県が指定していくことになると思いますが、概ね5年ということで都市計画上の線引きの問題については見直しを行っております。したがって、概ねということでございますので、今後5年後あたりに見直しの時期が来るかと思っております。そういったときに、線引きするかしないかという議論は当然出てくるものだと思っております。その時点で、当面は線引きする方向でという方向付けということで概ね5年後くらいにそういった議論が出てくると思っております。

それから、区域をどうしたらいいか。市街化区域と調整区域をどう分けるかというお話かと思っておりますが、これは基本的には用途が定められている用途地域を重点に市街化区域ということで整理していくのだと思っておりますが、これらについても地域の皆様と十分に話し合いながらやっていくことになると思っております。都市計画の線引き制度等については、広聴会とかいろいろございます。そういった中で地元にも説明に行き意見交換をしたり等の手続がありますので、概ね5年後の線引きを目指す方向で整理したところでございます。以上でございます。

議長（福田会長）

はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

前段の話では、5年後に見直しの時期が来るので、それが議論の開始スタートだと理解したのですが、一番最後の結論では、5年後を線引きの時期に目指していると、明らかに食い違っているようですが、どうでしょうか。

事務局（栗田都市計画課長）

大変失礼しました。最初と同じように、線引きの話はその時点で……。今からいろいろ議論していく必要はあると思っております。これからまた住民の方にもいろいろご理解していただくことになると思っておりますが、同じ時期に見直す方向でということになると思いません。

藤江委員（上河内町）

丁寧な回答でありありがとうございます。正しいか間違っているかとすれば、単なる間違っている話なのでしょうが、上河内町の用途地域の住民とかには、とりあえず10年程度は大丈夫なのだよという話をしてありますので、それは勝手な話ではございますが、その辺も踏まえまして、慎重な検討をしていただければと思っております。ありがとうございました。

議長（福田会長）

ただいまの件につきまして、ほかにございませんか。それ以外ではありませんか。

5年ごとに見直しを県がすることができると。県としては、5年後に市街化区域、市街化調整区域の線引きを宇都宮都市計画区域としてすることが望ましいと県は言っているわけでしょう。

事務局（栗田都市計画課長）

そうです。検討委員会の中でもそういう方向で検討していきたいということでございます。

議長（福田会長）

県の考え方はそうですが、宇都宮市としての考え方は、5年後に上河内区域が、新市の一体感が出てぜひ我々のところも線引きしてほしいということになれば、今のやりとりのような結果になっていくのだらうと思います。ただ、5年後に、我が地域に市街化調整区域、市街化区域はまだまだふさわしくないということで、地域のほぼ100%の方々が仮にそのことについて反対であるものを、県が無理やり線を引くことは私は不可能だと考えております。ですから、市町建設計画は、10年以内に合併区域全体で生活環境の整備がほぼ整うということを考えますと、その後の10年後の見直しのときに改めてこの問題について県とやりとりをするということも当然あってしかるべきだと考えておりますので、5年後については一つの目安とは考えますが、必ずしもそこで決断をしなければならないということではないだろう。あくまでもそれは宇都宮市側が判断していくべきものだと考えておりますので、その方向でぜひ取り組んでいきたいと思っております。

よろしいですか。はい、猪瀬副会長。

猪瀬副会長（上三川町）

この都市計画のことにつきましては、昭和45年10月1日から施行されてきて、それぞれの歴史を持っているわけです。ですからそれは、地元の同意がなければ、やはりこれはよくないだらうと思います。合併については大変な調整をしていく、ボリュームがある。その中の大事な問題だと私は思っておりますので、承認はいただきましたが、4メートル・7メートルの問題と、それから都市計画の用途としての問題、それから5年に1回ずつ見直されているというのですが、やっぱりその地域の住民の意思の確認と話し合いは十分してほしい。そのことだけは検討委員会においても詰めていってほしい。宇都宮市がこうだからということではいけないと思っております。私は副会長として、宇都宮市に併合合併を選んだ町の代表としてお願いしておきます。以上です。

議長（福田会長）

ありがとうございます。そのとおりだと私も思います。今日は県の市町村課長さんに

もおいでいただいて、このやりとりをぜひお聞きいただきたかったのですが、残念ながら欠席であります。しかし、このやりとりだけはきちんと県にも届けて伝えていかなければならないと思っております。

ほかにございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 34 号「都市計画関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは、議案第 34 号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料 10 ページの議案第 35 号「水道関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局(溝口上下水道局次長)

それでは、議案第 35 号「水道関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

水道関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 水道事業は、宇都宮市の水道事業に統合し、一の公営企業として運営するものとする。

2 上河内町の簡易水道事業は合併時まで廃止し、宇都宮市の水道事業に統合する。

3 水道拡張事業計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後 3 年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。

4 水道料金は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後 3 年～5 年で段階的に調整する。

5 水道加入金は、一般家庭のほとんどが該当する口径 13 mm 及び 20mm 金額が最も安価である宇都宮市の料金制度に統一することといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたしますので、参考資料の 41 ページをお開きください。

区分 2 の水道拡張事業計画についてであります。宇都宮市におきましては、河内町を含め、計画期間平成 6 年から 32 年、計画給水人口 49 万 500 人、総事業費 447 億円、計画終了後の水道普及率 100%。また、上三川町さんにおきましては、計画期間平成 16 年から 25 年、計画給水人口 3 万 2,600 人、総事業費 49 億円、計画終了後の水道普及率 97% の計画がありますが、合併後 3 年以内に新市としての計画を策定いたします。

3 の水道料金についてであります。一般家庭で平均してご利用いただいております口径 20mm で、月 20 立米で見ますと、宇都宮市 3,197 円、上三川町 3,045 円、上河内町 3,130 円とほぼ同様の料金となっております。上三川町が用途別の採用や毎月徴収の実

施等で他市町と異なっており、水道料金等審議会の審議を経た上で、合併後3年から5年で段階的に調整してまいります。

4の水道加入金についてであります。一般家庭で平均してご加入いただいております口径20mmで見ますと、宇都宮市11万8,650円、上三川町14万1,750円、上河内町12万円、河内町は宇都宮市と同じとなっております。一般家庭のほとんどが該当します口径13mm及び20mmの金額が最も安い宇都宮市の料金に統一いたします。

先進事例につきましては記載のとおりであります。料金などは段階的に統一する例がほとんどでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第35号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見等がございましたらお願いいたします。

説明にありましたように、宇都宮市は平成32年に100%、上三川町は25年に97%の目標を掲げて現在計画を推進中ですが、合併後3年以内に新しい計画を策定するというところでございます。そしてまた、上三川町は水道料金の徴収月が毎月、ほかは隔月ということですが、これらについては3から5年で段階的に調整するというところでございます。水道の加入金については安くなるということですので、好ましいことであると思えます。ご意見はございませんか。

無いようでございますので、お諮りいたします。議案第35号「水道関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第35号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料11ページの議案第36号「下水道関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（溝口上下水道局次長）

議案第36号「下水道関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

下水道関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 下水道事業は、宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営するものとする。

2 下水道全体計画は、合併後3年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体

計画の見直しをする。

3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。

4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後3年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。

5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。

6 下水道受益者負担金及び分担金は、宇都宮市の料金制度に統一する。ただし、合併時まで賦課公示しているものは、現行どおりとすることといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の45ページをお開きください。

区分1の地方公営企業法の適用についてでございますが、法適用及び会計区分は、宇都宮市が全部適用で企業会計を導入している一方で、3町すべてが特別会計となっておりますことから、合併時に一つの公営企業として法の全部適用を受けた企業会計に移行することとしております。

4つ目の公共下水道の整備についてでございますが、面積分の認可面積であります整備率は、宇都宮市が90.4%、上三川町が63.6%、上河内町が15.5%、河内町40.1%とかなりばらつきがありますことから、合併後3年以内に現行の整備計画を段階的に調整の上、新市の整備計画を策定することといたしております。

5の下水道使用料についてでございますが、一般家庭が平均してご使用になる月使用料20立米で見えますと、宇都宮市2,450円、上三川町2,000円、河内町1,950円となっております。水道料金と同様、水道料金等審議会の審議を経て段階的に調整していくこととしております。

先進事例につきましては記載のとおりであります。下水道使用料などについては段階的に統一する例がほとんどでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

最後の、「合併時まで賦課公示しているもの」というのは何ですか。説明してください。

事務局（桜井上下水道局経営企画課長）

下水道事業につきましては、それぞれ市街化区域また調整区域で整備いたしますと受益者負担金または分担金というものをいただいておりますが、これについては毎年賦課公示をいたしております。ここで基本的には、宇都宮市の料金制度に統一していく考えでございますが、既に賦課公示になったものは、その額で受益者負担金または分担金を

いただくという意味でございます。

議長（福田会長）

合併するまでの間は現在賦課公示している負担金と分担金は現在のままで、合併時までは各町ごとにいただきますということですね。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

公共下水道の整備率はいつの時点のものですか。

事務局（桜井上下水道局経営企画課長）

4番目の整備率でございますが、現在、整備認可面積に関しまして整備が終わったところで、直近のものでございます。

議長（福田会長）

認可区域の中で整備が終わったところですか。

事務局（桜井上下水道局経営企画課長）

はい、整備が済んだところでございます。

議長（福田会長）

整備率の定義をもう一回お願いします。

事務局（桜井上下水道局経営企画課長）

整備率につきましては、供用開始前でございますけれども、その区域に下水道を整備した時点で整備率という形になります。その後、供用開始いたしますと普及率となりまして、それぞれつないでいただきますと、それは水洗化率ということを表示しております。整備率は、供用開始になる前でも整備が終わった面積を表しております。

議長（福田会長）

整備率がパーセントで入っておりますけれども、あくまでも管の布設が終わって、まだ使えないけれども管渠の工事は終わりましたというのが整備率。実際に接続して使い始めて今度は普及率に言葉が変わるということです。ご質問をお願いいたします。

はい、松本委員。

松本委員（上三川町）

松本です。この整備率は宇都宮市が一番進んでいまして、各町かなりばらつきがございます。新市の整備計画を策定していくということでただいま説明がございました。私

どもも前から話に聞いておりますが、合併特例債というものをこういうところに利用して、宇都宮市と肩を並べるところまでレベルを上げて合併するのだという話も現在までに聞いたような気がいたします。こういうところに現実に特例債を使われて、宇都宮市に肩を並べるような整備が速やかに進むのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

事務局（桜井上下水道局経営企画課長）

合併後、新市におきます整備の考え方でございますが、冒頭からご説明申し上げましたように、合併後は一つの地方公営企業として運営してまいりますので、合併後、改めて料金体系と整備の考え方、いわゆる収入と支出を併せて改めて精査する必要があるかと思っております。その上で当然、整備が終わった地域と整備が終わっていない地域をそれぞれ勘案しながら、必要に応じた整備計画を策定してまいりたいと考えております。

議長（福田会長）

はい、松本委員。

松本委員（上三川町）

ありがとうございました。多分、住民の理解度等もございまして各町によって進み具合にばらつきがあるかと思っておりますけれども、できるだけ肩が並ぶように推進していただきたいとお願いしまして、終わります。ありがとうございました。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

ただいまの松本委員のご指摘は、まさにそのとおりだと思います。合併後に合併の効果を一番先に感じとることができるのは、まずは下水道の整備が一番なのかなと思っておりますので、当然、新市の中で全体計画を見直し、整備計画を策定して順次整備をしていくということでありまして、下水道事業につきましては、特にピッチを上げて進めていくべきものと、この整備率を見ればはっきりわかるとおりでございますので、優先順位としては非常に高いものと考えておりますので、それらにつきましては、新市の中で対応してまいりたいと思います。

ほかにございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第36号「下水道関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 36 号は原案のとおり決定といたします。

続きまして会議次第 6 の「協議事項」に移ります。会議資料 12 ページの協議第 7 号「地域自治制度について」は、現在の小委員会の審議状況を事務局から説明させ、委員の皆様からご意見をちょうだいしたいと思います。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺行政経営課長）

協議第 7 号「地域自治制度について」ご説明いたします。

本日ご協議いたします案件は、第 1 点の地域行政機関で行う主な事務事業についてと、第 2 点の地域行政機関及び特別職の名称についてであります。

それでは、13 ページをお開きください。第 1 点目の地域行政機関で行う主な事務事業についてありますが、最初に、これまで協議会で了承された事項につきまして確認してまいりたいと思います。

まず第 1 点目の基本的な考え方でございますが、地域行政機関の事務事業を定めるに当たりましては、都市内分権と行政の効率性のバランスに十分留意し、地域自治制度構築の趣旨を常に念頭に置きます。それと同時に 2 点目といたしまして、基本的に住民の利便性が低下しないことに配慮いたします。3 点目といたしまして、合併時において定めた事務事業や執行体制につきましては、住民サービスの低下を招くことがないように十分留意しつつ、行政改革の推進及び事務の効率的な執行の観点から、合併後も見直しを行ってまいります。

2 点目の地域行政機関で行う業務でございます。大きなくりとして第 1 点は地域づくりに係る立案や調整業務、第 2 点はサービス提供業務、第 3 点は地域行政機関の管理業務でございます。これらにつきましては、次のページから具体的にご説明いたします。

14 ページにまいりまして、3 番目の地域行政機関の事務事業についてでございますが、21 ページ以降に細かい事務事業を載せております。これにつきましては、現時点での検討状況ということで、さらに詳細な検討を加えてまいります。

それでは、(1)の地域自治の推進でございますが、地域自治制度の一環として設置する地域自治協議会がその役割を十分発揮し、地域行政機関が地域住民との協働の場としての機能を担えるよう、地域自治協議会の事務局を担当し、地域自治協議会の支援や協働による活動、さらには地域づくりに関する計画の策定などを行います。

(2)の地域行政機関の総務的業務ということで、総務部門、企画部門等については合併に伴い統合いたしますが、地域行政機関で行うことが必要なものも一部ございます。アの地域行政機関の管理業務でございますが、庶務・人事等の内部運営管理、あるいは庁舎・車両等の施設管理などを行います。イの広報広聴につきましては、身近な市民相談につきましては地域行政機関で実施するというので、市全体の広報紙やホームページ

ジにつきましては新市として一元化されますが、地域広報紙や地域ホームページといった地域密着型の情報交流については、地域行政機関で行います。ウの人権についてでございますが、人権の啓発等については全市的に取り組みを推進いたしますが、地域からも人権啓発や人権・同和対策事業などを引き続き実施していきます。次のページのエの防災ですが、防災につきましても全市的な取り組みは当然必要であります。地域も自らの課題としてとらえ、防災知識の醸成をしていくことが必要でございますので、防災訓練、防災意識の啓発など、あるいは防災行政無線の管理などを実施いたします。オの出納でございますが、住民の利便性を確保するために窓口収納や窓口での現金支払いなどを行います。

(3)の住民生活でございますが、地域住民の日常生活に深く関連する分野であるということで、住民の利便性を十分に考慮し地域行政機関において身近なサービスを提供するとともに、地域の課題を自ら解決していくための住民自治の活動を積極的に育成・支援してまいります。アのコミュニティでございますが、コミュニティ活動の積極的な支援ということで、自治会育成、地域コミュニティセンターの管理運営等を行います。イの窓口でございますが、戸籍、住民登録などの基本的な窓口サービスはこれまでどおり地域行政機関で実施いたします。ウの国保年金についても同じでございます。エの男女共同参画・青少年育成でございますが、これも全市的に行うと同時に、地域におきましても実施するわけでございますが、女性相談、結婚相談、青少年団体活動支援などを実施いたします。16ページにまいりまして、オの環境、廃棄物・リサイクルでございますが、これらの問題は、行政はもとより事業者や住民とのパートナーシップに基づいた全市的な取り組みが必要であります。地域の生活環境につきましては、地域が自らの課題として考える必要があることから、環境学習やリサイクル、あるいは、各種公害、苦情相談等も行いまして、地域の生活環境向上のための取り組みを行います。

(4)税務でございますが、税務につきましては、統一した基準に基づき全市的に行うものでございますが、住民税の申告の受付、あるいは、各種税証明の発行、あるいは、軽自動車の課税登録受付など、これまでどおり地域行政機関において実施いたします。また納税相談等も行います。

(5)保健福祉でございますが、保健や福祉は住民にとって身近な行政サービスであり、よりきめ細やかなサービスの提供が求められておりますことから、地域行政機関が主体的に多様なサービスの提供を図ります。アの保健でございますが、地域において、地域主体の健康づくり活動の推進や各種健康相談、健康教育及び健康審査などを実施いたします。イの介護保険でございますが、要介護認定の申請受付やサービス給付などを実施いたします。ウの社会福祉でございますが、社会福祉施設の健全な運営の支援や福祉のまちづくりの推進につきましては、全市的な取り組みを進めるとともに、保健福祉サービスの効果的活用をコーディネートするため、保健福祉の総合相談を実施いたします。エの生活保護につきましては、これまでどおり身近な場所でのサービス提供を求められ

るといふことで相談・申請受付を行います。17 ページにまいりまして、オ、カ、キの高齢者、障害者、児童の福祉でございますが、高齢者、心身障害者、次代を担う子供たちのためのさまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。これにつきましては後ほどまた説明いたします。クの保健衛生でございますが、これにつきましては、住民が健康で豊かな生活を送るために、衛生的で安全な生活を確保できるよう、身近な拠点からの提供が求められる業務につきまして、地域行政機関から展開してまいります。

(6)の産業でございますが、農林水産業や商業の振興、地域の活性化や地域経済の発展に重要な役割を果たしているといふことで、魅力ある地域社会の形成に欠かせないといふことで、身近な行政機関から引き続き積極的な産業振興を展開してまいります。アの商業観光につきましては、地域のイメージアップ、地域住民の連帯意識の醸成などのイベントの開催など、引き続き地域行政機関で実施いたします。イの農業でございますが、農業は各町における主要な産業でございますので、引き続き積極的な取り組みが行えるようさまざまな事業を展開していきます。これも後ほどご説明いたします。次のページにまいりまして、ウの林業・水産業でございますが、これも同じように、林業の振興機能、また、やなによる採捕に関する手続の方法など地域行政機関で実施いたします。

(7)の建設でございますが、まちづくりの基本となる社会資本につきましては、全市一体的な展開が必要不可欠でございますが、地域住民の安全な生活環境の保持やきめ細やかな事業展開に寄与するため一定の業務を行います。アの都市計画につきましては、全市的な取り組みが必要な事務ですが、利便性の観点から証明書の交付や地価公示台帳、都市計画決定図書の縦覧など必要な窓口機能を備えます。イの道路は先ほど話題になりましたが、市の全体整備計画に基づきまして、生活道路につきましてはの新設改良や主に地域住民が利用する道路等について維持管理を行います。ウの河川につきましては、地域河川の管理、河川敷除草等の維持管理を行います。エの住宅についてでございますが、公営住宅の入居に係る受付事務、日常的な軽易な修繕等を地域行政機関で実施いたします。19 ページのオの公園でございますが、公園の全体的な配置基準につきましては、全市統括機関が実施いたしますが、身近な日常的に利用する街区公園、近隣公園の具体的な整備、維持、修繕、管理、あるいは緑化推進等につきましては、地域行政機関が行うものといいたします。

4 番目の行政委員会の事務でございますが、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会など各種行政委員会はそれぞれ一本化されますが、住民に密着したサービス等につきましては、引き続き地域行政機関で行えるようにいたします。

(1)教育のアの生涯学習でございますが、ここでは青少年教育、成人教育事業、あるいは成人式の実施等を行います。イの学校教育につきましては、就学事務の窓口機能や就学相談機能を実施いたします。ウの生涯スポーツにつきましては、スポーツ教室や各種スポーツ大会、あるいは校庭の夜間開放などの事業を行います。

(2)の農地等につきましては、地域行政機関においても農地の貸借、売買、転用等に関する手続の受付等の事務を行います。

次のページにまいりまして、(3)選挙につきましては、全市一体的に行うものですが、地域からも選挙に関する意識高揚を図るための啓発を実施いたします。

次に、参考の上下水道でございますが、先ほど説明がありましたが、これは市長部局と異なりましてあくまで地方公営企業として経営されるもので、別の組織でございます。基本的に地方公営企業である上下水道局で行われることですが、地方公営企業においても住民の利便性に配慮する必要があるということで、上下水道局独自の出先機関の設置等を検討いたします。また、水道料金等の収納、漏水の場合の現地確認、各種相談等、この出先機関で行えるよう現在検討中でございます。

21 ページが細かい事務事業を載せているところでございますが、この表につきましては現時点での検討状況ということで、今後さらに詳細な検討を加え、調整を行ってまいります。この四角の中に書いてありますように、以下に記載している主な事務事業につきましては、例えば、申請受付だけを行うもの、地域行政機関で完結しないものについても記載しております。また、全市統一的に展開するサービスと地域住民を対象にしたサービスの両方を含んでおります。細かい事業につきましては先ほど簡単に触れてまいったところですが、21 ページから細かく事業を載せております。

26 ページをお開きください。26 ページから福祉関係ということで、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉ということで記載してあります。左に二重丸でアンダーラインが引いてあるところにつきましては、宇都宮市が独自で行っていた事業につきまして、各地域行政機関で実施するものがございます。障害者福祉のアンダーラインの部分、28 ページの児童福祉の部分、29 ページの保健衛生の部分でございます。

30 ページにまいりまして、イの農業でございますが、ここでは土地基盤整備、農業生産の振興、担い手、農村地域の活性化、イベント、農業団体・土地改良区の団体等の運営や施設ということで、農産物展示販売所、農村環境改善センター、農業構造改善センターなどの管理・運営に関することを実施いたします。

以上が地域行政機関の行う主な事務事業でございます。

続きまして、35 ページの地域行政機関と特別職の名称でございます。まず 1 番目の地域行政機関の名称ですが、(1)考え方は、ことし5月の合併協議会で確認されたことですが、法的位置付けや住民の分かりやすさ、地域自治を推進する拠点施設としての役割などを考慮して名称は定めますということでした。

(2)先行事例ですが、既に合併した事例の中では支所、出張所、市民センター、行政センター、市民サービスセンターなどの名前がつけられております。また、近年の合併の事例では、総合支所、総合事務所なども見受けられました。

(3)名称(案)ですが、地方分権時代にふさわしい地域自治の拠点としての性格を明確にした 地域自治センターがよろしいのではないかと提案したいと思います。宇都

宮市におきましては、地区行政を担う拠点としては地区市民センターがございますが、これとは区別して考える必要があるのではないかと思います。

次のページの2番の特別職の名称ですが、これもかつての合併協議会で確認された事項ですが、(1)考え方で、名称につきましては、法的位置付けと地域を所管する役割を表す名称を定めていくということで、この特別職につきましては、自治法に基づく助役といたしまして、合併旧町の区域を単位に設置いたします。

(2)名称(案)ですが、法的位置付けと地域を所管するという役割を表し、分かりやすさを考慮いたしますと、地域担当助役が適切と考えられます。

以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長(福田会長)

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

地域行政機関の主な事務事業はお手元の資料のとおりでございますが、まだ小委員会で審議中ですので、もし委員の皆様方でお気付きの点がありましたら、小委員会の方にご意見をお寄せいただければありがたいと思っております。

また、地域行政機関については、上河内地域自治センター、河内地域自治センター、上三川地域自治センター、上河内地域担当助役という名称ではどうかということで、現在審議中でございます。ほかにすばらしい名称等がありましたらご提案をいただければと思っております。ご意見はございませんか。

無いようでございますので、引き続き小委員会の皆様方にはご審議をお願いしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

ありがとうございます。

それでは、この後、「その他」に移りますが、これまでの審議の中で、3副会長さん、どなたかご意見がございましたらお願いいたします。それでは沼田先生、中村先生ございませんか。

沼田委員(共通委員)

一言申し上げます。今、地域自治制度小委員会の委員をしておりますので、関連でちょっと申し上げますけれども、小委員会のときに、地域自治センターという名称がいいのではないかと提案があって、そのとき私は実は黙っていたのです。竹原顧問が隣に座っておられて、沼田先生と叱られたのですけれども、どうも対案が思いつかなくて黙っていたのです。今になってこういうことを言うのは裏切り行為なのですけれども、

60点はとっている名前だと思っていますが、完璧かという100点には届いていないという印象がどうもあります。

名は体を表しますので、地域自治というのはどうしても使いたいのだろうと思いますし、行政としてはセンターというのを入れたいのは分かるのですけれども、これは私たちがずっと検討してきたものとしては……。地域で共に生きるための生活の道具として使っていただき、使いこなしていただく必要があるものなのですけれども、そういう意味で、なじんでいただくような、たくさん手あかをつけて使いこなして真っ黒にしているような名前なのだろうか、ずっと私は小委員会のときから悩んでいます。では、案を言ってみると言われると無いので黙っていたのですけれども……。協議会委員の皆さん全員にお考えいただきたいと思えますし、場合によってはアイデアを募る公募の方式、名前というのは非常にインパクトがありますし、普及力があるわけで、合併協議自体を市民、町民の皆さんに知っていただくいい機会だとも思いますから、もし可能であれば公募までするぐらいの覚悟があっていいのかなと思っています。

学生に聞いてみると、地域自治センターという名前はともかく、内容はずっと入っていくのが分かるのです。どういうことをするかというのは分かる。18歳でもいいんだよという、参加してみたいという人が結構いました。その意味で、訴える力はあるのですけれども、では、このネーミングをどう思うと聞いたらダサイというのです。役所用語だというのです。使っているのは分かるけれども、本当に生活の匂いのする名前かという、うちの女房に聞いても、これはちょっと……という感じで言っていましたし、娘に聞いても全然ぴんどこないと言っていました。私は長いこと公務員をやっていたので、頭が公務員頭でいいキャッチフレーズが思いつかないのですが、これで本当にいいと思わないことだけははっきりしています。60点は超えているけれども、それくらいだろうなと思います。

地域自治制度の手本はイギリスのパリッシュ（教区）です。教会があって、その周辺を運営するパリッシュなのですけれども、イギリスの田舎に行って、おばあさんにパリッシュの事務所はどこかと聞いても通じないのです。いろいろ聞いて、結局、カウンセエルのことかとそのおばあさんが言ってくれました。カウンセエルというのは議会、会議です。みんなで会議して決めるところだという意味です。カウンセエルと日常用語で使われていることを考えると、カウンセエルと今私たちが提案している地域自治センターまでの落差は相当あるなという気がしております。名前は非常に大事なので、これはまだ決定ではないようですので、もう少し知恵を絞ってやる必要があるのかなということ1点申し上げます。以上です。

議長（福田会長）

ありがとうございます。では、中村先生。

中村委員（共通委員）

先ほどお話があったと思いますが、法定協議会を立ち上げて5カ月ということで、私自身の受けとめ方としては、任意の取り組みもございましたので、イメージだけではないのですけれども、イメージの段階から具体的な内容がどんどん着実に積み上げられてきたという思いがいたします。

考えてみると、一つ一つの非常に地味なサービス、それでいて大切なサービスが住民にとってどうかということが一番大切だと思います。負担に応じたサービスの提供です。どういうふうにしたら、新しい市になった場合に、住民にとってより良いサービスが提供できるのかという点では、個々のサービスの部分と、協議事項である地域自治の部分というのは非常に結びついております。

私自身は市町建設計画小委員会と議会制度小委員会に属しておりますけれども、今後の議論の中で、そういった視点に立って、本当にいい方向は何なのかということをお自分なりに真剣に考えていきたいという決意を新たにしました次第です。

議長（福田会長）

ありがとうございます。沼田先生から、地域自治センターは60点ぐらいはもらえるかもしれないけれども、100点ではないという意見が出ました。小委員会でもぜひさらに議論を深めてもらいたいと思いますが、委員の皆様方でも適当な名称がありましたら提案をしていただきたいと思います。小委員会では、公募ということも含めて検討していただくことも重要なことかと思っておりますので、それらも含めて引き続き審議をお願いしたいと思います。委員の皆様方でご意見がありましたらお願いいたします。

はい、猪瀬副会長。

猪瀬副会長（上三川町）

沼田先生のお話は私も大賛成です。今から9年前に、全くの民間から役場に登庁いたしました。お年をとった人には上三川町という名前は、郷愁、歴史というものを重んじていいのだろーと思っておりますが、これからは若い人が主役です。私が登庁したときに、当時の課長に、役場という名前はとれないのか、もっと違う名前がいいのではないかと……。極めて行政自身が固い。そして町民と離れている。離れている理由は申しませんが、そういうことなので、上三川地域自治センターでなくて、もっともっと親しめて、自分たちの毎日の日々の生活をする公的な場所なのだというのがいいのではなからうか、強くこんな気がいたします。先生は60点といったのですが、名前をいろいろと考えてくれたわけです。決められれば、私たちはそれに従いますが、まだ決めてないものですから……。新しいたま市ができて南区とか桜区ができました。いろいろな考えがあるだろうとは思いますが、一つの参考にしていただければと思います。しかし決めた以上は私たちはそれに従いますということです。

沼田委員（共通委員）

小委員会の委員として念を押しておきますけれども、合格点はいつていると思います。だから 60 点です。

議長（福田会長）

優，良，可，不可で，可の状態にはいつているということですね。しかし，それを良と優にまで上げていこうということでございますので，委員の皆さんもお力をぜひ貸していただきたいと思います。

ほかにございせんか。はい，稲葉委員。

稲葉委員（上三川町）

2 つほど。今の名称の件では，私はそんなに低い点数だと思いつていないのです。地域自治制度を的確に表現するには，そういう方法がやはり躍進的な発想かな，とは思いつています。ただ，地域密着にする場合には，愛称というものを入れるスペースを残しておく考え方も一つあるのではないかと思いつます。愛称を公募するとか，例えば，県の施設でいえば，女性センターが今年から男女共同参画センターになりましたけれども，あそこの愛称はパーティということで，私たち女性は男女共同参画センターとは言いつません。そこに集う人はパーティを愛称にしています。そのような愛称を公募するののも一つの方法かなと思いつています。

もう一つお聞きしたいのですけれども，広報紙の件で，地域の自主性にいつることが書かれていましたけれども，それは地域住民も参加するという意味での自主性なんでしょうか，それともあくまでも地域自治センターが自主的に作るいつことなんでしょうか。どういつふうに理解したらいいのでしょうか。

事務局（渡辺行政経営課長）

これからの地域は行政と市民の方が一緒になつてつくつていくいつ観点からすれば，当然，市民の方も参画できるような形のシステムを考えてまいりたいと思いつます。

議長（福田会長）

ほかにございせんか。

それでは，無いようでございますので，次に，会議次第 7 「その他」に移ります。

事務局から何かありますか。

事務局（大林事務局次長）

大変お疲れのところ恐縮ですが，1 件だけ事務連絡がございます。次回の第 6 回合併

協議会ですが、7月9日（金）午後2時よりの開催を予定しております。なお、会場については、7月9日は参議院の選挙期間中で宇都宮市役所の混雑が予想されますので、今回は宇都宮東武ホテルグランデの6階「龍田」で開催することとしております。なお、委員の皆様方には追ってまた通知を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（福田会長）

9日金曜日、11日の参議院選の2日前でございますので、期日前投票で市役所が混み合うことが予測されます。ですから、東武ホテルグランデに会場を変更したいということですので、お間違えないようお願いいたします。

ただいまの事務局の説明並びに「その他」として何でも結構ですけれども、委員の皆様方からございましたらお願いいたします。

それでは、無いようでございますので、第5回宇都宮地域合併協議会を終了させていただきます。長時間にわたりましてご協議いただき、まことにありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、今後とも栃木県の県都として、また北関東の中心都市となる新しいまちづくりのために活発なご協議をお願いしたいと思いますし、ご意見をお寄せいただきますように重ねてお願い申し上げまして終了とさせていただきます。お疲れさまでございました。

午後4時08分 閉会